

被保険者等に関し失業の予防を図るとともに、雇用状態の是正、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。

(2) 能力開発事業

職業訓練施設の整備、労働者の教育訓練受講の援助など、職業生活の全期間を通じた労働者の能力開発・向上を図る。

(3) 雇用福祉事業

労働者の職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他福祉の増進を図る。

4 費用の負担

求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。）及び雇用継続給付に要する費用は労使が負担する保険料と国庫負担により賄い、高年齢求職者給付金及び教育訓練給付に要する費用は労使が負担する保険料のみにより賄い、三事業に要する費用は全額事業主のみが負担する保険料により賄われる。

(1) 保険料

	事業主負担	労働者負担	計
失業等給付のための保険料	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$
三事業のための保険料	$\frac{3.5}{1,000}$	なし	$\frac{3.5}{1,000}$
計	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{19.5}{1,000}$

(2) 国庫負担

イ 高年齢求職者給付金及び日雇労働求職者給付金以外の求職者給付にあっては、これに要する費用の4分の1を負担する。

ロ 日雇労働求職者給付金にあっては、これに要する費用の3分の1を負担する。

ハ 雇用継続給付にあっては、これに要する費用の8分の1を負担する。

労働保険特別会計徴収勘定の業務等の情報

1 労働保険特別会計徴収勘定の設置目的

昭和47年に、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用（失業）保険の適用を5人未満の零細事業に拡大するにあたり、保険料徴収の手続等の事業主の利便と行政機関の業務量を軽減するため、労災保険及び雇用保険の保険関係及び保険料が一本化され、適用徴収事務が一元化された。このため、両保険事業の事務のうち適用徴収事務については、両保険につき不可分一体の収入支出の経理を行うことが必要となり、労働保険特別会計が設けられるとともに、一本化された保険料の経理を適切に処理するために徴収勘定が設けられた。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）

第1条 この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

○労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）

第1条 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険事業（以下「労災保険事業」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険事業（以下「雇用保険事業」という。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第3条 この会計は、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定に区分する。

2 労働保険特別会計徴収勘定の特質

徴収勘定は、労災・雇用の両保険事業のうち、労働保険料等の収入保険料の返還金及び徴収に関する経費の支出を行い、両保険につき不可分一体の経理を行うための共通勘定としての性格を有するものである。

○労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）

第6条 徴収勘定においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第10条第2項の労働保険料（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（昭和44年法律第88号。以下「整備法」という。）第19条第1項の特別保険料（以下「労災保険の特別保険料」という。）を含む。以下「労働保険料」という。）、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号。次条第2項において「印紙保険料」という。）第3条第3項の規定による納付金、第8条の規定による労災勘定及び雇用勘定からの受入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、次条第1項の規定による労災勘定への繰入金、同条第2項の規定による雇用勘定への繰入金、労働保険料の返還金、労働